文星芸術大学学則

第１章　総則

（教育理念・目的・目標）

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学是「三敬精神」を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開し、学業を通じて人格を陶冶するとともに、歴史的変化への適応能力と総合的な判断力を培い、芸術を志す者の個性尊重を基本とし、創造的、自律的に行動する人間性豊かな人材を育成し、社会の文化向上に寄与することを教育理念とする。

２　本学は、豊かな教養と人間形成に支えられた専門家育成、伝統と最先端の双方に根ざした優れた美意識を持った人材の育成及び日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成することを教育目的とする。

３　本学は、１学部１学科として、専攻それぞれが孤立した専門分野として存在するのではなく、各専攻間を横断するカリキュラムの設定や人的交流を通して、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに再編していく「総合」されたパワーを発揮できる人材を育成することを教育目標とする。

（自己点検及び自己評価）

第２条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

３　本学は、第１項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

４　点検及び評価を行う項目及び体制については別に定める。

５　本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するために、ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

６　ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

（情報の積極的な提供）

第２条の２　本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第２章　組織

（学部、学科及び収容定員）

第３条　本学に設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。

学　　部	学　　科	入 学 定 員	編入学定員	収 容 定 員
美　術　学　部	美　術　学　科	95人	２年次　２人 ３年次　２人	390人

（大学院）

第３条の２　本学に、大学院を置く。

２　大学院の課程は、博士課程とし、これを前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

３　研究科、専攻及び学生定員は次のとおりとする。

研　究　科	専　　攻	博士前期課程		博士後期課程	
芸術研究科	美術専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
		20人	40人	５人	15人

４　大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（事務組織）
第４条　本学に事務局を置く。
２　事務局の組織については、別に定める。

（附属施設）
第５条　本学に次の附属施設を置く。
⑴　文星芸術大学図書館
⑵　文星・芸術文化地域連携センター
⑶　ＩＲ推進センター
２　附属施設に関する事項は別に定める。

第３章　教職員組織

（教職員）
第６条　本学に学長を置く。
２　本学に副学長を置くことができる。
３　学長、副学長の職務は次の各号のとおりとする。
⑴　学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
⑵　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
４　本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

（教授会）
第７条　本学に教授会を置く。
２　教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、必要と認めた場合は准教授、講師その他の職員を加えることができる。
３　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
⑴　学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
⑵　学位の授与に関する事項
⑶　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
４　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（部局長会議）
第８条　本学に全学的な教育上の業務運営をはかるため部局長会議を置く。
２　部局長会議は次の各号に掲げる者をもって構成する。
⑴　学長
⑵　副学長
⑶　学部長
⑷　図書館長
⑸　教務部長
⑹　学生部長
⑺　事務局長

（協議事項）
第９条　部局長会議は学長の諮問に応じて次の事項を協議する。
⑴　学則その他重要な規則の制定改廃に関すること
⑵　学部・学科の設置廃止に関する理事会の諮問事項
⑶　入学試験に関すること
⑷　教育研究に関する重要な施設の設置・改廃に関すること
⑸　部局間相互の連絡・調整に関すること
⑹　大学運営に関する重要事項
⑺　その他理事会の諮問事項
２　前項に定めるもののほか部局長会議に関し、必要な事項は別に定める。

第４章　学年・学期及び休業日

（学年及び学期）
第10条　学年は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
２　学年を分けて次の２期とする。
⑴　前期　４月１日から９月30日まで
⑵　後期　10月１日から３月31日まで
３　教育上必要がある場合、学長は、前項の前期終日及び後期初日を変更することができる。

（休業日）
第11条　定期の休業日を、次のとおり定める。
⑴　日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
⑵　春期休業日　３月25日から４月５日まで
⑶　夏期休業日　８月１日から９月20日まで
⑷　冬期休業日　12月20日から翌年１月７日まで
ただし、休業日でも実習を課し、又は特別講義を聴講させることがある。
２　学長が特に必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第５章　修業年限及び在学期間

（修業年限）
第12条　修業年限は４年とする。

（相当期間の修業年限への通算）
第12条の２　本学の学生以外の者として一つの大学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条に定める修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に定める修業年限の２分の１を超えないものとする。

（在学期間）
第13条　在学期間は８年を超えることができない。ただし、第18条、第19条、第20条、又は第21条の規定により入学した学生は第22条の規定により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年を超えて在学することができない。

第６章　入学

（入学の資格）
第14条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了

した者を含む。）

⑶　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑹　文部科学大臣の指定した者

⑺　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による、高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

⑻　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の時期）

第15条　入学の時期は学年の始めとする。

２　前項のほかにも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

（入学者の選考）

第16条　本学の入学志願者に対して選抜試験を行う。

２　入学検定料は別表のとおりとする。

３　既に納入した入学検定料は、これを返還しない。

（入学の許可等）

第17条　選抜試験に合格した者は、指定の期日までに所定の学生納付金を納め、保証人連署の誓約書その他所定書類を提出しなければならない。

２　前項の手続きが終了した者について学長は入学を許可する。

（学士入学者）

第18条　他の大学を卒業し、本学に入学を志願する者については、学年の始めに限り学士入学者として選考の上、教授会の議を経て学長は入学を許可する。

（編入学）

第19条　次の各号の一に該当する者については、学年の始めに限り選考の上、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

⑴　他の大学に２年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、入学を志願する者

⑵　他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願する者

⑶　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願する者

⑷　短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者

⑸　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者

⑹　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第１項及び同条第３項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。）で、入学を志願する者

⑺　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第21条第１項及び同条第３項において同じ。）の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第１項及び同条第３項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。）で入学を志願する者

２　前項に規定する者のほか、他の大学に１年上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を取得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に13年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、第２年次に入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。

（転入学）
第20条　他の大学から、本学に転入学を希望する者については、学年の始めに選考の上、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

（再入学）
第21条　次の各号の一に該当する者が学年の始めにおいて再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長は相当学年次に入学を許可することができる。
⑴　第36条の規定により退学した者で再入学について正当な理由を有する者
⑵　第38条第１号の規定により除籍された者（除籍された日から２年以内に願い出た者に限る。）

（学士入学者、編入学者、転入学者及び再入学者の単位及び在学年数の認定）
第22条　第18条、第19条、第20条又は第21条の規定により学士入学、編入学、転入学又は再入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第７章　教育課程及び履修方法

（授業科目）
第23条　学部の授業科目を教養科目、共通基礎科目、専門教育科目、自由科目に分けて開設する。
２　授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

（学芸員に関する科目）
第24条　前条に定めるもののほか、学芸員に関する科目を置く。
２　授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

（教職に関する科目）
第24条の２　前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。
２　教育職員免許状を授与されるに必要な資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
３　前項に定めるもののほか授業科目及び単位の修得方法については教職課程履修規程で別に定める。

（授業期間）
第25条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（単位の計算）
第26条　１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を定める。
⑴　講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもって１単位とする。
⑵　実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって１単位とする。
⑶　前２号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

（履修方法）
第27条　授業科目は各年次に配当する。学生は原則として各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

２　学生は履修しようとする授業科目を毎学期始めの指定の期日までに履修届を提出しなければならない。

（履修科目の登録の上限）
第28条　本学は、学生が各年次にわたって適切な授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。
２　所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
３　編入学による入学者については、入学した年度に限り、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位の認定）
第29条　各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし、合格した者に対し所定の単位を与える。
２　前項の試験等の成績評価は、100点を満点とし、秀（95点以上）、優（94点−80点）、良（79点−70点）、可（69点−60点）、不可（59点以下）の５段階とし、不可を不合格とする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）
第30条　学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは教授会の審議を経て学長は許可することができる。
２　前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位数について60単位を超えない範囲で、これを本学において履修したものとみなすことができる。
３　第１項の規定により許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した期間は第12条に定める修業年限に含めるものとする。

（大学又は短期大学以外の教育施設等における学修）
第31条　学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を受けることが教育上有益と認められるときは、教授会の審議を経て学長は許可することができる。
２　前項の規定により許可を受けて履修した授業科目及びその単位数は、前条第２項により修得した単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、これを本学において履修したものとみなすことができる。
３　第１項の規定により許可を受けて大学又は短期大学以外の教育施設等で履修した期間は、第12条に定める修業年限に含めるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）
第32条　学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教育上有益と認められるときは、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第33条　削除

第８章　休学、復学、退学、転学、除籍及び留学

（休学）
第34条　疾病その他やむを得ない理由により３ケ月以上修学することができないときは、理由を記入し保証人連署のうえ休学願を学長に提出し許可を受けなければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。
２　疾病その他やむを得ない理由により修学が不適当と認められる学生に対して、学長は休学を命ずることができる。
３　休学期間は１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

４　休学期間は通算して４年を超えることができない。
５　休学期間は第13条の在学期間に算入しない。

（復学）
第35条　前条第１項の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長はこれを許可することができる。

（退学）
第36条　疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記入し保証人連署のうえ学長に願い出て許可を受けなければならない。

（転学）
第37条　他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）
第38条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
⑴　授業料その他の学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
⑵　第13条に規定する在学期間を超えた者
⑶　第34条第３項及び第４項に規定する休学期間を超えた者
⑷　死亡及び長期にわたる行方不明者

（留学）
第39条　外国の大学又は短期大学に留学する者は、事前に留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
２　前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位等については、第31条第２項の規定を準用する。
３　留学期間は１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長が１年を限度として留学期間の延長を認めることができる。
４　留学期間は、第12条に規定する修業年限に算入する。

第９章　卒業及び学位記の授与

第40条　学長は、本学に４年（第18条、第19条、又は第20条の規定により入学した者については、第22条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定める授業科目の中から124単位以上を修得した者に対し、教授会の議を経て学年又は学期の終わりに卒業を認定する。
２　前項に定める卒業に必要な単位の修得区分は、次のとおりとする。
⑴　教養科目　24単位以上
⑵　共通基礎科目　42単位以上
⑶　専門教育科目　58単位以上
⑷　自由科目（単位互換科目を含む）

（学位）
第41条　学長は、卒業を認定した者に対して、次の区分に従い卒業証書・学位記を授与する
⑴　美術学部　　学士（芸術）

第10章　賞罰

（表彰）
第42条　学生として模範とするにたる者は、学長が表彰することができる。

（懲戒）
第43条　次の各号の一に該当する者は、学長がこれを懲戒することができる。
⑴　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

⑵　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
⑶　正当な理由がなく出席が常でない者
２　懲戒は、退学、停学及びけん責とし、退学は前項第１号又は第２号に該当する者に限り行うことができる。
３　懲戒に関する手続きは別に定める。

第11章　厚生及び保健

（学生寮）
第44条　本学に学生寮を置くことができる。
２　学生寮に関する規定は別に定める。

（厚生及び保健）
第45条　本学に厚生及び保健に関する諸施設を置く。
２　教職員、学生の保健のため毎年１回健康審査を行う。
３　本学に学校医、保健婦その他の職員を置き、学生、教職員の身体的及び精神的な保健に関する相談と治療に当たらせる。

第12章　奨学制度

（奨学生）
第46条　学業優秀及び品行方正でかつ授業料の支弁が困難になったと認められる学生に対しては、教授会の審議を経て、理事会の決定により授業料の一部を給付することがある。
２　奨学生の選考その他必要な事項は、別に定める。

第13章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生、外国人留学生及び帰国生徒

（科目等履修生）
第47条　本学の学生以外のもので一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
２　科目等履修生に対する単位の授与については、第29条の規定を準用する。
３　科目等履修生として本学の授業科目の履修を許可される者は、第14条に定める資格を有する者で、学部の教育研究に支障が無い場合に限り選考の上、学長が履修を許可する。
４　科目等履修生の履修期間は、本学の特定の授業科目の単位修得を目的とする（以下「科目登録制」という。）者については、１年以内とし、専攻として設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする（以下「専攻登録制」という。）者については、その単位修得までとする。
５　科目等履修生として本学の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は別に定める。ただし、専攻登録制による科目等履修生で、その履修期間が１年を超える場合の登録料は年度ごと納付するものとする。

（聴講生）
第48条　第14条に該当する者で本学の特定の授業科目について聴講を希望する者は選考の上、聴講生として学長がこれを許可することがある。
２　聴講を許可された者は、第60条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納付しなければならない。

（特別聴講学生）
第49条　学長は、他の大学（短期大学を含む、以下同じ。）又は外国の大学との協議に基づき、その大学の学生が特別聴講学生として、本学の授業科目を履修することを認めることができる。この場合において、やむを得ない事由により当該大学と事前に協議を行うことが困難な場合には当該協議は事後において行うことができる。
２　特別聴講学生の登録料及び聴講料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

（研究生）
第50条　本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障がない限り選考の上、教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することがある。
２　研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
３　研究期間は１年とする。ただし、特別の理由がある場合はその期間を更新することができる。

（委託生）
第51条　本学において特定の授業科目を学修するため、公の機関又は団体からの委託生は、学長がこれを許可することがある。
２　委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。

（外国人留学生及び帰国生徒）
第52条　外国人留学生及び帰国生徒の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会の議を経て学長は入学を許可することができる。

第14章　入学検定料、入学金、授業料その他の費用

（入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用）
第53条　入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金（以下「学納金」という。）は別表のとおりとする。
２　実験実習費等の費用は別に定める。
３　納付した入学金、学納金等は返還しない。
４　社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増額することがある。

（学納金の納入期）
第54条　授業料、施設設備費及び教育充実費は毎年４月・９月の２期に指定された期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。
２　学納金は欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

（退学及び除籍の場合の学納金）
第55条　学期の中途で退学を許可された者又は除籍された者は、その期の学納金を納付しなければならない。

（休学の場合の学納金）
第56条　休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学納金を免除する。
２　前項の休学者は、別表に定める在籍料を納付しなければならない。

（復学の場合の学納金）
第57条　学期の中途において復学した者は、復学期からの学納金を、復学した月に納付しなければならない。

（許可を得て留学する者の学納金）
第58条　第39条の規定により留学を許可された者の留学期間中の学納金は、次期納付期以降の授業料の半額を免除する。

（研究生の納付金）
第59条　研究生の学納金は学部学生と同額を、月額を単位として納付するものとする。

（登録料、履修料）
第60条　科目等履修生及び聴講生の登録料、履修料、聴講料及び実験実習費は別表のとおりとする。

第15章　公開講座

（公開講座）
第61条　社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。
２　公開講座は随時開設する。

附　則
１　この学則は、平成11年４月１日から施行する。
２　平成11年度から平成14年度において美術学部美術学科の総定員は第３条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年　　度	美術学科
平成11年度	135人
平成12年度	270人
平成13年度	410人
平成14年度	550人

附　則
この学則は、平成12年４月１日から施行する。
なお、平成12年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成14年４月１日から施行する。
なお、平成14年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成15年４月１日から施行する。
なお、平成15年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成16年４月１日から施行する。
なお、平成16年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成17年４月１日から施行する。
なお、平成17年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成18年４月１日から施行する。
なお、平成18年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成19年４月１日から施行する。
なお、平成19年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成20年４月１日から施行する。
なお、平成20年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成21年４月１日から施行する。
なお、平成21年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成22年４月１日から施行する。
なお、平成22年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この学則は、平成23年４月１日から施行する。
なお、平成23年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この学則は、平成24年４月１日から施行する。

なお、平成24年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この学則は、平成25年４月１日から施行する。

なお、平成25年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成26年４月１日から施行する。

2　平成26年度から平成29年度において美術学部美術学科の総定員は第３条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年　　度	美術学科
平成26年度	95人
平成27年度	190人
平成28年度	290人
平成29年度	390人

附　則

この学則は、平成27年４月１日から施行する。

なお、第53条別表については、平成27年度入学に係る者から適用する。

附　則

この学則は、平成27年12月21日から施行する。

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

なお、第26条第(3)号については、平成27年度入学に係る者から適用する。

附　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。

なお、第53条別表については、平成30年度入学に係る者から適用する。

附　則

この学則は、平成30年３月22日から施行する。

なお、編入学、転入学及び再入学の外国人留学生学納金は、入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。

なお、平成31年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この学則は、2019年８月１日から施行する。

附　則

この学則は、2020年４月１日から施行する。

なお、2020年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この学則は、2022年４月１日から施行する。

なお、2022年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この学則は、2023年４月１日から施行する。

なお、2023年３月31日に在学している学生については従前の例による。

第53条別表

学科名	入 学 金	授 業 料	施設設備費	教育充実費	実験実習費	合　　計
美術学科	300,000円	840,000円	250,000円	150,000円	100,000円	1,640,000円

1　系列高校出身者の入学金については、本表金額を免除する。

２　入学検定料は１回につき30,000円とする。(大学入学共通テスト利用入学試験利用の場合、15,000円)ただし、入学試験の種別によって、入学検定料を免除することができる。
３　３年次から選択した分野によって、授業料を540,000円とする。

第56条別表

	金 額	時 期
在籍料	半期　50,000円	休学するとき、学期初めに納付

第60条別表

科目等履修生	登　録　料	20,000円
	履　修　料	１単位　27,000円
	検　定　料	10,000円
聴　講　生	登　録　料	10,000円
	聴　講　料	１単位　5,000円
	実験実習費	１単位　5,000円
	検　定　料	10,000円

文星芸術大学美術学部履修規程

第１章　総則

（目　的）
第１条　美術学部（以下「本学部」という。）の授業科目履修については、学則に定めるもののほか、この履修規程による。

（学科及び専攻）
第２条　本学部に次の学科及び専攻を置く。

学科	美術学科	専攻	デザイン専攻 、マンガ専攻 、総合造形専攻

第２章　授業科目及び履修方法

（授業科目）
第３条　本学部の授業科目は、教養科目（基礎教育、キャリア形成、外国語、保健体育）、共通基礎科目、専門教育科目及び自由科目に分けて、その授業科目、単位数については別表１のとおりとする。

（教養科目）
第４条　教養科目は、基礎教育８単位以上、キャリア形成13単位以上、外国語２単位以上、保健体育１単位以上、計24単位以上を修得しなければならない。

（共通基礎科目）
第５条　共通基礎科目は、42単位以上を修得しなければならない。

（専門教育科目）
第６条　専門教育科目は、58単位以上を修得しなければならない。

（自由科目）
第７条　単位互換科目として履修した科目を自由科目とする。

（授業科目の種類）
第８条　授業科目の種類は、必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

（卒業に必要な単位数）
第９条　卒業に必要な単位数は124単位とし、その修得区分は、第４条から第６条の規定及び別表２のとおりとする。

第10条　削除

（学芸員の資格取得科目）
第11条　学芸員の資格を取得しようとする者は、別表４及び別に定める学芸員課程履修要領による科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（教職課程）
第11条の２　教育職員免許状を取得しようとする者は、別表５及び別に定める教職課程履修規程による科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（履修申告）

第12条　授業科目（講義、実技、演習、卒業研究を含む。）の履修申告は、当該年度に履修する全科目について毎学年始め、一定の期間内に所定の履修申告をしなければならない。

２　履修申告をしない授業科目については、受講しても単位を与えることがない。

３　単位を修得した授業科目については、受講しても単位を与えることがない。

４　履修申告をした授業科目の変更、取消の取扱いについては、その都度指示する。

５　履修申告は授業科目年次別配当表に従って行うものとし、上級年次配当の授業科目の受講は、原則としてこれを認めない。

６　専攻によっては、年次指定科目を設けることがある。

７　卒業研究履修者で卒業研究の時間に他の授業科目を履修しようとする場合は、卒業研究指導教員の承諾を得なければならない。

（必修科目と関連した選択科目の履修）

第13条　各専攻において推薦選択科目を設け、その履修は次のとおりとする。

⑴　基礎学力及び応用力を修得するため選択科目を積極的に履修し、特に各専攻における推薦選択科目は必ず受講すること。

⑵　専門教育科目に付随し、訓練を主体とする演習、実技の授業科目は、原則として３分の２以上の出席により、その必修科目の単位修得をもってこれらの単位も修得できるものとする。

（他の大学又は短期大学及び大学以外の教育施設等における履修等）

第14条　他の大学又は短期大学における授業科目の履修は、学科及び専攻において教育上有益と認めるときに限り、教授会の議を経て学部長がこれを許可する。

２　学科及び専攻において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。

３　前項により与えることができる単位数は、第１項に規定する特別聴講学生として他大学等において履修し、本学において修得したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

（留年生の履修）

第15条　留年となった学生は、入学年次のカリキュラムを適用する。

（再履修）

第16条　必要な単位修得ができなかった授業科目については再履修しなければならない。

２　再履修授業科目は第12条に定める履修申告をしなければならない。

３　再履修授業科目と当該年次授業科目の授業時間が重複する場合は低年次の授業科目を優先して履修するものとする。

（授業科目の単位算定の基準）

第17条　授業科目と授業時間の単位数の関係は、１単位の履修時間を、教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

授業区分	授業時間	自修時間（学習内容）	摘　要
講　義	15時間	30時間（復習、宿題、テスト等）	学期試験
演習Ａ	15時間	30時間（予習、発表、レポート、対話討論等）	ゼミＡ
演習Ｂ	30時間	15時間（予習、訓練、対話討論等）	ゼミＢ
実　験	30時間	15時間（レポート、発表会等）	学期試験なし
実　習	30時間	15時間（レポート、発表会等）	学期試験なし
実技Ａ	45時間		
実技Ｂ	30時間		

２　授業時間の区分は次のとおりとする

第 1 時 限	第 2 時 限	第 3 時 限	第 4 時 限	第 5 時 限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

３　自修時間を確保し、１日あたりの授業は６単位以内を原則とする。

(授業時間割)

第18条　各学年において開講する授業科目と授業計画及び授業時間割は、毎学年学期の始めに提示する。

２　授業科目の一部については、年度によって開講しないことがある。

(授業科目の単位の認定)

第19条　授業科目の単位の認定は、授業科目を履修し、原則として３分の２以上出席するとともに、試験の合格その他の要件を満たした者について、所定の単位を与える。

(試験)

第20条　試験は各学期末にこれを行う。

２　授業科目の試験は、各学期末に行う定期試験のほか、随時にこれを行うことがある。

３　実験、実習、実技、演習、製図の授業科目の試験は、平常の成績をもってこれに替えることができる。又、実験、実習ではデータ等の整理やその結果についてのレポートの作成など、教室外での学修や学修成果も評価するものとする。

(受験資格)

第21条　受験資格は、次の条件を満たしている者とする。

⑴　履修申告済みの者

⑵　授業料、その他所定の学生納付金を納入済みの者。ただし、授業料等納入を免除された者及び納入延期を認められた者は、この限りでない。

⑶　履修科目については、原則として３分の２以上の出席のあるもの。ただし、忌引による欠席は、次の日数を限度として出席とみなす。

本人との関係	日数
配偶者及び一親等内の親族	７日
二親等内の親族	３日
三親等内の親族	２日

(試験上の注意)

第22条　試験場においては、次の諸注意に従うものとする。

⑴　試験場には、学生証を携行すること。

⑵　試験開始後30分を経過すると試験場に入ることができない。又､30分を経過しなければ退場できないものとする。

⑶　試験用紙は、例えその試験を棄権する場合でも提出しなければならない。

⑷　試験中は、監督者の指示に従わなければ退場を命ずる。

⑸　試験において不正行為があった場合には、当該期の当該試験科目の成績評価を無効とする。特に悪質のものについては、学則第43条の規定により処分する。

(成績の評価)

第23条　成績の評価は、秀、優、良、可、不可の５段階とし不可を不合格とする。

２　前項の評価は、次の基準による。

⑴　秀　100点より95点まで　学習目標の内容をほぼ完全に理解し、かつ応用する力がついていると認められる

⑵　優　94点より80点まで　学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められる

⑶　良　79点より70点まで　学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる

⑷　可　69点より60点まで　学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる

⑸　不可　59点以下（不合格）　学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる。または出席不足、試験放棄等

３　成績通知書に当該年度ＧＰＡ及び累積ＧＰＡを表記し、成績証明書に累積ＧＰＡを記載する。

（追試験）

第24条　入院、近親者の死亡、就職試験、不慮の事故、災害等やむを得ない事由のため試験を受けることができなかったと認められる者に対しては、本人の願い出により追試験を行う。

２　追試験は、学期試験終了時から１週間以内に一回だけ行う。

３　追試験を許可された者は、追試験料１科目につき2,000円を添えて、追試験願を提出しなければならない。

（再試験）

第25条　試験に不合格となった授業科目は、その担当教員の指示により、再試験を行うことがある。

２　再試験を実施する科目がある場合、これに該当する者は、前期及び後期学期試験の後に行うものとする。

３　再試験の受験は、各人３科目６単位以内とする。

４　再試験を受験する者は、再試験料１科目につき2,000円を添えて、再試験願を提出しなければならない。

５　再試験の成績評価は、69点（可）以下とする。

６　既に納入した再試験料は、これを返還しない。

第３章　進級・卒業研究及び卒業要件

（進　級）

第26条　進級については次の基準による。

⑴　１年次終了時において、修得総単位数が30単位以上でなければ原則として２年次への進級を認めない。

⑵　２年次終了時において、教養科目（必修）４単位、修得総単位数が60単位以上でなければ原則として３年次への進級を認めない。

⑶　３年次終了時において、修得総単位数が80単位以上でなければ原則として４年次への進級を認めない。

２　専攻別の進級条件については、別に定めることができる。

（卒業研究）

第27条　４年次進級時において、卒業研究の履修を認める。

（卒業要件）

第28条　学則第40条の規定による卒業に必要な授業科目並びにその単位数は第９条及び別表２による。

（卒業見込証明書）

第29条　卒業見込証明書は、卒業研究指導を受けている者について、これを発行する。

第４章　聴講生

（聴講志願資格）

第30条　本学部の授業科目を聴講することを許可される者は、学則第14条に定める資格を有する者とする。

（出願の手続き）

第31条　聴講を志願する者は、原則として毎年３月20日までに、次の各号に定める書類を添えて聴講許可願を提出しなければならない。

⑴　履歴書

⑵　最終学校卒業証明書及び成績証明書

⑶　勤務先所属長の承諾書（ただし有職者に限る。）

⑷　外国人の場合は、在留カード及び日本における身元保証書

２　聴講生の収容人員及び聴講を出願できる授業科目とその単位数は受付前に公示する。

（聴講の許可）
第32条　聴講生は、各学科で選考のうえ教授会の議を経て、学長がこれを許可する。
２　聴講生の聴講期間は１年以内とする。

（登録料、聴講料）
第33条　登録料及び聴講料は、学則第60条に定めるところによる。

（授業科目履修の証明書）
第34条　聴講生でその履修した授業科目の試験に合格し、科目修了の認定をした者には、授業科目履修の証明書を交付する。

（聴講生の心得）
第35条　聴講生は、聴講許可証を携帯し、学内諸規程を守らなければならない。
２　聴講期間が終了したときは、直ちに聴講許可証を返還しなければならない。
３　聴講生として不適当であると認めたときは、聴講許可を取消すことがある。

第５章　科目等履修生

（科目等履修生）
第36条　本学部の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
２　科目等履修生に対する単位の授与については、第19条の規定を準用する。

（科目等履修生の履修資格）
第37条　科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可される者は、学則第14条に定める資格を有する者及び大学において科目等履修生として適当であると認めた者とする。

（科目等履修生の出願手続き）
第38条　本学部の授業科目を科目等履修生として履修を志願する者は、学期の始めに次の各号に定める書類を添えて、科目等履修許可願を提出しなければならない。
⑴　履歴書
⑵　最終学校卒業証明書及び成績証明書
⑶　勤務先所属長の承諾書（ただし有職者に限る。）
⑷　外国人の場合は、在留カード及び日本における身元保証書
２　科目等履修生の収容人員及び履修できる授業科目については、学期の始めに公示する。

（科目等履修の許可）
第39条　科目等履修生は、教育研究に支障がない場合に限り、学科又は各専攻で選考し、教授会の議を経て学長が履修を許可する。
２　科目等履修生の履修期間は、本学部の特定の授業科目の単位修得を目的とする（以下「科目登録制」という。）者については、１年以内とし、専攻として設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする（以下「専攻登録制」という。）者については、その単位修得までとする。

（登録料及び履修料）
第40条　科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、学則第60条の定めるところによる。ただし、専攻登録制による科目等履修生で、その履修期間が２年以上にわたる場合の登録料及び履修料は、年度ごと納付するものとする。

（単位修得証明書）
第41条　科目等履修生でその履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を認定し、単位修得の証明書を交付

する。
２　科目等履修生で本学又は他の大学で単位を修得した者が、本学部の正規の課程に入学した場合、入学した学科の審査及び教授会の議を経て、学長が本学部の単位として算入することを認めることができる。

（科目等履修生の心得）
第42条　科目等履修生は、履修生証を携行し、学内諸規程を守らなければならない。
２　履修期間が終了したときは、直ちに履修生証を返還するものとする。
３　科目等履修生として不適当であると認めたときは、履修許可を取消すことがある。

第６章　特別聴講学生

（特別聴講学生）
第43条　他大学等との単位互換協定に基づいて本学部が受入れる特別聴講学生については、文星芸術大学特別聴講学生に関する要項による。

第７章　学士入学、編入学及び専攻変更

（学士入学及び編入学）
第44条　学則第18条及び第19条の規定による学士入学、編入学は入学試験を実施し、合否判定会議を経て学長が入学を許可する。
２　学士入学又は編入学は、編入学定員の範囲内で選考を実施する。
３　学士入学又は編入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
４　前項による既修得単位については、学士入学又は編入学する学科の授業科目、授業時間数及びその単位数に相当すると認められるものにつき、次の基準により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
⑴　３年次編入学は、教養科目（基礎教育・キャリア形成・外国語・保健体育）分野においては、20単位の範囲内とし、共通基礎科目については、26単位、専門教育科目については、16単位の範囲内とし、既修得単位認定の上限は62単位とする。２年次編入学は、教養科目（基礎教育・キャリア形成・外国語・保健体育）分野においては、14単位の範囲内とし、共通基礎科目については、26単位の範囲内とし、既修得単位認定の上限は40単位とする。
⑵　前号における既修得単位数の認定枠は原則とするが、履修科目の内容によっては、前号の規定にかかわらず、認定することができるものとする。ただし、既修得単位数の上限は、３年次編入学は62単位、２年次編入学は40単位とする。
⑶　３年次編入学に必要な既修得単位は42単位以上とし、上限は62単位とする。２年次編入学に必要な既修得単位は24単位以上とし、上限は40単位とする。
５　学士入学で新たに本学部の１年次に入学を許可された者の本学部に入学する前に大学又は短期大学において履修し、修得した単位で本学における授業科目の履修とみなす単位数は30単位以内とする。ただし、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。
６　本学部で科目等履修生として単位を修得した者が、本学部に正規に入学した場合、当該単位数を入学後に修得したものとみなし、卒業に必要な単位数に算入することができる。この場合、前項ただし書の規定は適用されないものとする。
７　前３項により既修得単位につき本学部における授業科目の履修とみなした授業科目に換えて他の授業科目を履修させることができる。
８　学士入学者及び編入学者は編入学学年次のカリキュラムを適用する。

（専攻変更）
第45条　専攻変更は、教育上有益と認める場合において、当該専攻で審査のうえ、学部長がこれを許可する。

第８章　休学、退学、復学、留学及び転学

（休　学）
第46条　学則第34条の規定による休学の取扱いについては、学則に定めるもののほか、次のとおりとする。

⑴　休学を願い出たその期の学生納付金が納付されている者について、学長が休学を許可する。
⑵　休学期間は願い出た日から、その学年度の末日までを限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

（退　学）
第47条　疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、指導教員に相談のうえ、退学願にその理由を記入し、保証人連署のうえ教務課を経て学長あてに願い出るものとする。
２　退学は、退学を願い出たその期の学生納付金が納付されている者について、学長が許可する。
３　退学は、学長が許可した日付をもって処理する。

（復　学）
第48条　復学は、学長が許可する。
２　復学を希望する者は、所定の願書に復学できることを証明する書類を添えて、学期の始めに学長に願い出しなければならない。
３　復学の時期は、学期の始めとし、入学年度のカリキュラムを適用する。
４　復学を許可された者は、休学したときの学年次に復するものとする。ただし、半期休学者で、進級要件を満たした者については、この限りではない。

（留　学）
第49条　留学については、学則第39条に定めるもののほか、手続きに関する事項については、別に定める。

（転　学）
第50条　転学は、転学を理由とする退学を願い出て学長の許可を受けなければならない。
２　本学部に在籍のまま他大学に転学を志願しようとするときは、他大学に出願するまでに、その旨願い出て、あらかじめ学長の許可をうけるものとする。

附　則
この規程は、平成11年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成22年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成23年４月１日から施行する。
なお、平成23年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この規程は、平成24年４月１日から施行する。
なお、平成24年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この規程は、平成25年４月１日から施行する。
なお、平成25年３月31日に在学している学生については従前の例による。
附　則
この規程は、平成26年４月１日から施行する。
なお、平成26年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

ただし、第２条、第６条、第８条、第12条、第26条、第27条、第29条、第44条及び別表１、別表２、別表３、別表４については、平成27年度入学に係る者から適用する。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

なお、平成28年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

ただし、別表１については、平成29年度入学に係る者から適用する。

附　則

この規程は、平成30年３月７日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

ただし、第２条、第５条、第６条、第26条、別表１、別表２については、平成30年度入学に係る者から適用する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

なお、平成31年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

なお、2020年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この規程は、2021年４月１日から施行する。

なお、2021年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この規程は、2022年４月１日から施行する。

なお、2022年３月31日に在学している学生については従前の例による。

附　則

この規程は、2023年４月１日から施行する。

なお、2023年３月31日に在学している学生については従前の例による。

別表１　教育課程（第３条）

１．教養科目（24単位以上）

※は共同副専攻対象科目

区分		授業科目	単位数			卒業要件単位数		備考
			必修	選択必修	選択	内訳	合計	
講義	基礎教育	文学			2	8単位以上	24単位以上	
		文化人類学			2			
		心理学			2			
		現代社会論			2			
		日本国憲法			2			
		教育学			2			
		マスコミ論			2			
		茶道実習			1			
	キャリア形成	キャリアデザインⅠ	2			13単位以上		
		キャリアデザインⅡ	2					
		キャリアデザインⅢ			2			
		クリエイティブ・ライティング			2			
		コミュニケーションスキル			2			
		ホスピタリティ論			2			
		地域社会研究			2			
		日本語リテラシーⅠ			2			
		日本語リテラシーⅡ			2			
		ＩＴ基礎Ⅰ			1			
		ＩＴ基礎Ⅱ			1			
		インターンシップ			2			
	外国語	英語Ⅰ			1	2単位以上		
		英語Ⅱ			1			
		フランス語			1			
		イタリア語			1			
		日本語			1			
	保健体育	保健体育概論			1	1単位以上		
実技		体育実技Ⅰ			1			
		体育実技Ⅱ			1			

２．共通基礎科目（42単位以上）

※は共同副専攻対象科目

区分	授業科目	単位数 必修	単位数 選択必修	単位数 選択	卒業要件単位数 内訳	卒業要件単位数 合計	備考
講義	日本美術史Ⅰ		2			42単位以上	
	日本美術史Ⅱ		2				
	西洋美術史Ⅰ		2				
	西洋美術史Ⅱ		2				
	美術解剖学Ⅰ			2			
	美術解剖学Ⅱ			2			
	工芸論			2			
	工芸演習			2			
	色彩論Ⅰ			2			
	色彩論Ⅱ			2			
	美術理論			2			
	美学Ⅰ			2			
	美学Ⅱ			2			
	デザイン概論 ※			2			
	デザイン史			2			
	文化財学概論			2			
	地域文化基礎			2			
	地域創生演習基礎Ⅰ			2			
	地域創生演習基礎Ⅱ			2			
	地域調査論基礎Ⅰ			2			
	地域調査論基礎Ⅱ			2			
	アニマルアートⅠ			2			
	アニマルアートⅡ			2			
実技	共通基礎演習Ⅰ（絵画）			2			
	共通基礎演習Ⅱ（彫刻）			2			
	共通基礎演習Ⅲ（デザイン）			2			
	共通基礎演習Ⅳ（工芸）			2			
	美術基礎演習Ⅰ（デザイン）			2			
	美術基礎演習Ⅰ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅰ（総合造形）			2			
	美術基礎演習Ⅱ（デザイン）			2			
	美術基礎演習Ⅱ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅱ（総合造形）			2			
	美術基礎演習Ⅲ（デザイン）			2			
	美術基礎演習Ⅲ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅲ（総合造形）			2			
	美術基礎演習Ⅳ（デザイン）※			2			
	美術基礎演習Ⅳ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅳ（総合造形）			2			
	造形演習Ⅰ（アニメーション）			2			
	造形演習Ⅰ（陶芸）			2			
	造形演習Ⅰ（キャラクター）			2			
	造形演習Ⅰ（マンガ）			2			
	造形演習Ⅰ（日本画）			2			
	造形演習Ⅱ（水彩）			2			
	造形演習Ⅱ（Web）			2			
	造形演習Ⅱ（染色）			2			
	造形演習Ⅱ（マンガ）			2			
	造形演習Ⅱ（彫刻）			2			

３．専門教育科目（58単位以上）

※は共同副専攻対象科目

区　分	授　業　科　目	単位数			卒業要件単位数		備　考
		必修	選択必修	選択	内 訳	合 計	
講義	日本美術史Ⅲ			2		58単位以上	
	西洋美術史Ⅲ			2			
	東洋美術史			2			
	美術鑑賞			2			
	広告論			2			
	アートハンティング			1			
	美術研修Ⅰ			1			
	美術研修Ⅱ			2			
	古美術研修			1			
	総合デザイン論			2			
	日光の歴史と文化			2			
	地域創生演習Ⅰ			2			
	地域創生演習Ⅱ			2			
	地域創生演習Ⅲ			2			
	地域創生演習Ⅳ			2			
	地域調査論Ⅰ			2			
	地域調査論Ⅱ			2			
	地域調査論Ⅲ			2			
	地域調査論Ⅳ			2			
	人間関係論			2			
	社会心理学			2			
	地域活性化演習			2			
	シティプロモーション			2			
	アートスタディ方法論Ⅰ			2			
	アートスタディ方法論Ⅱ			2			
	アート・コミュニケーション			1			
	地域文化研究Ⅰ			2			
	地域文化研究Ⅱ			2			
	ゼミナールⅠ			2			
	ゼミナールⅡ			2			
	卒業論文Ⅰ			4			
	卒業論文Ⅱ			4			
	情報メディアプログラミング１ ※			2			
	ウェブデザイン ※			2			
	デジタルマンガ制作演習 ※			1			
	デジタルコンテンツ ※			2			
	キャラクターイラスト ※			2			
	コンピュータグラフィックス ※			2			
	モデリングとアニメーション ※			2			
実技	美術表現演習Ⅰ（デザイン）			4			
	美術表現演習Ⅰ（マンガ）			4			
	美術表現演習Ⅰ（総合造形）			4			
	美術表現演習Ⅱ（デザイン）※			4			
	美術表現演習Ⅱ（マンガ）			4			
	美術表現演習Ⅱ（総合造形）			4			
	美術表現演習Ⅲ（デザイン）			4			
	美術表現演習Ⅲ（マンガ）			4			
	美術表現演習Ⅲ（総合造形）			4			
	美術表現演習Ⅳ（デザイン）			4			
	美術表現演習Ⅳ（マンガ）			4			
	美術表現演習Ⅳ（総合造形）			4			
	美術創作演習Ⅰ（デザイン）			4			
	美術創作演習Ⅰ（マンガ）			4			
	美術創作演習Ⅰ（総合造形）			4			
	美術創作演習Ⅱ（デザイン）			4			
	美術創作演習Ⅱ（マンガ）			4			
	美術創作演習Ⅱ（総合造形）			4			

区　分	授　業　科　目	単位数			卒業要件単位数		備　考
		必修	選択必修	選択	内　訳	合　計	
実技	美術創作演習Ⅲ（デザイン）			4			
	美術創作演習Ⅲ（マンガ）			4			
	美術創作演習Ⅲ（総合造形）			4			
	美術創作演習Ⅳ（デザイン）			4			
	美術創作演習Ⅳ（マンガ）			4			
	美術創作演習Ⅳ（総合造形）			4			
	美術創作演習Ⅴ（デザイン）			4			
	美術創作演習Ⅴ（マンガ）			4			
	美術創作演習Ⅴ（総合造形）			4			
	美術創作演習Ⅵ（デザイン）			4			
	美術創作演習Ⅵ（マンガ）			4			
	美術創作演習Ⅵ（総合造形）			4			
	卒業研究（デザイン）			8			
	卒業研究（マンガ）			8			
	卒業研究（総合造形）			8			

４．自由科目

区　分	授　業　科　目	単位数			卒業要件単位数		備　考
		必修	選択必修	選択	内　訳	合　計	
講義実技	単位互換科目						

別表２（第９条）　　卒業に必要な単位の修得区分

○　教養科目

24単位以上修得　基礎教育 ―――― ８単位以上修得

キャリア形成（必修）――― ４単位修得

キャリア形成（選択）――― ９単位以上修得

外国語 ―――― ２単位以上修得

保健体育 ―――― １単位以上修得

○　共通基礎科目

42単位以上修得

○　専門教育科目

58単位以上修得

合　　計　　124単位以上修得

※　自由科目、学芸員に関する科目及び教職に関する科目は、卒業に必要な単位数に加算されない。

別表３　削除

別表４　学芸員課程（第11条）

授　業　科　目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択必修	選択	内 訳	合 計	
生涯学習概論	2			19単位	19単位	
博物館概論	2					
博物館経営論	2					
博物館資料論	2					
博物館資料保存論	2					
博物館展示論	2					
博物館教育論	2					
博物館情報・メディア論	2					
博物館実習	3					

別表５　教職課程（第11条の２）

１. 教育の基礎的理解に関する科目等

授　業　科　目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択必修	選択	内 訳	合 計	
教育原理	2				26単位	
教職概論	2					
教育制度論	2					
教育心理学	2					
特別支援教育概論	2					
教育課程論	2					
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2					
教育方法論	2					
ICT活用の理論と方法	1					
生徒・進路指導	2					
教育相談	2					
教育実習事前事後指導	1					
教育実習	2					
教職実践演習（高）	2					

２. 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

授　業　科　目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択必修	選択	内 訳	合 計	
美術科指導法Ⅰ	2				4単位	
美術科指導法Ⅱ	2					

３. 大学が独自に設定する科目

授　業　科　目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択必修	選択	内 訳	合 計	
ボランティア実習Ⅰ	1				2単位	
ボランティア実習Ⅱ	1					

４. 教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目

<table>
<tr><th rowspan="2">授　業　科　目</th><th colspan="3">単位数</th><th colspan="2">修得要件単位数</th><th rowspan="2">備 考</th></tr>
<tr><th>必修</th><th>選択
必修</th><th>選択</th><th>内 訳</th><th>合 計</th></tr>
<tr><td>日本国憲法</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">8
単
位</td><td></td></tr>
<tr><td>体育実技Ⅰ
体育実技Ⅱ</td><td>1
1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>英語Ⅰ
英語Ⅱ
フランス語
イタリア語</td><td></td><td>1
1
1
1</td><td></td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>IT基礎Ⅰ
IT基礎Ⅱ</td><td>1
1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

教職課程履修規程

（趣旨）
第１条　学則第24条の2の規定に基づき、この規程を定める。

（免許状の種類及び免許教科）
第２条　本学教職課程の履修によって取得できる免許状は、次のとおりである。

学部・学科	免許状の種類	免許教科
美術学部 美術学科	高等学校教諭一種免許状	美術

（免許状取得の要件）
第３条　前条の免許状を取得しようとする者は、次に掲げる要件を充足してなければならない。

所有資格	修得を必要とする科目及び単位数	
基礎資格	学士の学位を有すること	
最低修得 単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	24単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育実践に関する科目	23単位
	大学が独自に設定する科目 ※大学が独自に設定する科目の選択科目は、最低修得単位を超えて履修した科目を併せて12単位以上を修得。	12単位
教育職員免許法施行規則第66 条の６ に定める科目	日本国憲法　２単位 体育　２単位 外国語コミュニケーション　２単位 数理、データ活用及び人口知能に関する科目又は情報機器の操作　２単位	

（授業科目の履修）
第４条　教職課程授業科目については、別表に定める授業科目、単位数を履修しなければならない。

（教科及び教科の指導法に関する科目）
第５条　教育職員免許法施行規則に定める教科及び教科の指導法に関する科目に対応する本学の授業科目は、別表１のとおりとする。

（教育の基本的理解に関する科目等）
第６条　教育職員免許法施行規則に定める教育の基本的理解に関する科目等に対応する本学の授業科目は、別表２のとおりとする。

（大学が独自に設定する科目）
第７条　大学が独自に設定する科目に対応する本学の授業科目は、別表３のとおりとする。

（特に必要な科目の単位修得）
第８条　教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目に対応する本学の授業科目は、別表４のとおりとする。

（教育実習の履修要件）
第９条 「教育実習」を履修するにあたっては、４年次開始時点で以下に掲げる科目を履修済でなければならない。
(1) 教育の基本的理解に関する科目（４科目８単位）
「教育原理」２単位、「教職概論」２単位、「教育制度論」２単位、「教育心理学」２単位
(2) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（３科目６単位）
「教育方法論」２単位、「生徒・進路指導」２単位、「教育相談」２単位
(3) 教科に関する専門的事項（６科目１２単位）
「共通基礎演習Ⅰ（絵画）」２単位、「共通基礎演習Ⅱ（彫刻）」２単位、「共通基礎演習Ⅲ（デザイン）」２単位、「美術理論」２単位、「美術鑑賞」２単位、「東洋美術史」２単位
(4) 各教科の指導法（２科目４単位）
「美術科指導法Ⅰ」２単位、「美術科指導法Ⅱ」２単位
(5) 教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目（１科目２単位）
「日本国憲法」２単位
２ ４年次開始時点で修得総単位数が90単位以上であること。
３ 上記全てを満たしたうえで、履修申請を行った者に、教職課程委員会にて受講を許可する。
４ 教育実習を認められない者は、教職実践演習の履修も認めない。

（教科に関する専門的事項の単位）
第10条　教科に関する専門的事項に配当されている科目の単位は、卒業に要する単位として加算できるが、各教科の指導法及び教育の基本的理解に関する科目等の単位は卒業に要する単位として加算できない。

（教職課程の登録）
第11条　教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修登録をしなければならない。

（改正）
第12条　この規程の改正は、教授会及び教職課程委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則
この規程は、2023年４月１日から施行する。

別表１

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数			
				必修	選択必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	共通基礎演習Ⅰ（絵画） 造形演習Ⅰ（日本画） 造形演習Ⅰ（マンガ）	2		 2 2	「教科に関する専門的事項」の選択科目から４単位選択
		彫刻	共通基礎演習Ⅱ（彫刻） 造形演習Ⅱ（彫刻）	2		 2	
		デザイン（映像メディア表現を含む。）	共通基礎演習Ⅲ（デザイン） 造形演習Ⅰ（キャラクター） 造形演習Ⅱ（水彩） 総合デザイン論	2		 2 2 2	
		美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論 美術鑑賞 東洋美術史 日本美術史Ⅰ 日本美術史Ⅱ 西洋美術史Ⅰ 西洋美術史Ⅱ 西洋美術史Ⅲ デザイン史 色彩論Ⅰ 色彩論Ⅱ 美術解剖学Ⅰ 美術解剖学Ⅱ	2 2 2	 2 2 2 2	 2 2 2 2 2 2	※１ ※１ ※２ ※２
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		美術科指導法Ⅰ 美術科指導法Ⅱ	2 2			
免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 24単位				16	4	4	※１から１科目選択必修 ※２から１科目選択必修

別表２

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含まれることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	各特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	8				※特別活動の指導法を含む。 ※進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術		教育方法論	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ＩＣＴ活用の理論と方法	1		
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習事前事後指導	1		
			教育実習	2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（高）	2		
免許状取得に必要な最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目 23単位				26		

別表３

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	ボランティア実習Ⅰ	1		
	ボランティア実習Ⅱ	1		
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて１０単位以上を修得				
免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 12単位				

別表４

施行規則に定める科目区分等	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ	1 1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ フランス語 イタリア語		1 1 1 1	これら ４科目より ２科目選択 必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	ＩＴ基礎Ⅰ ＩＴ基礎Ⅱ	1 1		
教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目　８単位					